二　総領事館

区分 ＼ 号俸	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号	16号	17号	18号	19号	20号	21号	22号	23号	24号	25号	26号	27号	28号	29号	30号
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	760,700	738,700	716,700	694,700	672,700	650,700	628,700	606,700	584,700	562,700	540,700	518,700	496,700	474,700	452,700	430,700	408,700	386,700	364,700	342,700	320,700	298,700	276,700	254,700	232,700	210,700	188,700	166,700	144,700	122,700
別表 在勤俸の月額 国の地域 アジア																カラチ			チェンマイ ベンガルール	ゴルカタ ムンバイ 上海 重慶 瀋陽 香港	広州 青島		スラバヤ セブ ダバオ	ダボン チョンマイ 済州 釜山 ダナン オーテロン	デンパサール ペナン						
別表 在勤俸の月額 国の地域 大洋州																								シドニー パース ブリスベン メルボルン オークランド						
別表 在勤俸の月額 国の地域 北米																					アトランタ サンフランシスコ シアトル シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガニニ ヒューストン ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス			カルガリー トロント バンクーバー モントリオール						
別表 在勤俸の月額 国の地域 中南米																			マナウス		レシフェ	リオデジャネイロ レオン	クリティバ サンパウロ							
別表 在勤俸の月額 国の地域 欧州																							エディンバラ ウラジオストク サンクトペテルブルク ハバロフスク ユジノサハリンスク	デュッセルドルフ ハンブルク キュンヘン ストラスブール	ミラノ バルセロナ フランクフルト マルセイユ						
別表 在勤俸の月額 国の地域 中東																		ジッダ				ドバイ			イスタンブール					
別表 在勤俸の月額 国の地域 アフリカ																														

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の76から100分の125の範囲内で自令で定められる額であるところ、俸給員手当については100分の76から100分の135の範囲内の定額を敷衍した号の設定が必要となる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和四年四月一日から適用する。